第20回

定時株主総会招集ご通知

開催日時

2022年６月28日（火曜日）
午前10時（受付開始：午前９時）

開催場所

東京都品川区東品川二丁目３番15号
第一ホテル東京シーフォート　３階
「ハーバーサーカス」

決議事項

第１号議案　剰余金の配当の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　取締役１名選任の件

郵送またはインターネットによる議決権行使期限

2022年6月27日（月曜日）
午後5時30分まで

本株主総会では来場記念品（お土産）のご用意はございません。ご理解賜りますようお願い申し上げます。

富士石油株式会社

証券コード　5017

株主の皆様へ

株主の皆様には平素より格別のご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

ここに当期（2021年４月１日から2022年３月31日まで）の事業の概況等につきご報告申し上げます。

2022年６月

取締役社長

山本重人

目 次

■ 第20回定時株主総会招集ご通知 …… 2

■ 株主総会参考書類 …… 6

第１号議案 剰余金の配当の件 …… 6

第２号議案 定款一部変更の件 …… 7

第３号議案 取締役１名選任の件 … 9

（添付書類）

■ 事業報告 …… 12

■ 連結計算書類 …… 33

■ 計算書類 …… 35

■ 監査報告 …… 37

(証券コード　5017)
2022年６月７日

株　主　各　位

東京都品川区東品川二丁目５番８号
富士石油株式会社
取締役社長　山本　重人

第20回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。
　さて、当社第20回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。
　株主様におかれましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、可能な限り、**株主総会当日のご来場はお控えいただき、書面又はインターネットにより、事前に議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。**
　お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、**2022年６月27日（月曜日）午後５時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。**

敬　具

記

1. 日　　時　2022年６月28日（火曜日）午前10時（受付開始：午前９時）

2. 場　　所　東京都品川区東品川二丁目３番15号
第一ホテル東京シーフォート３階「ハーバーサーカス」

　本株主総会では、感染症拡大防止のため、座席間隔を広く取らせていただくことから、株主様にご用意できる席数が限られております。そのため、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございます。あらかじめご了承のほど、よろしくお願い申し上げます。また、次ページの株主様へのお願いも併せてご確認くださいますようお願い申し上げます。

3. 目的事項

報告事項
１．第20期（2021年４月１日から2022年３月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第20期（2021年４月１日から2022年３月31日まで）計算書類報告の件

決議事項
第１号議案　剰余金の配当の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　取締役１名選任の件

以　上

＜株主様へのお願い＞

・株主総会当日までの感染症拡大の状況や政府等の発表内容等により、本招集ご通知に記載した対応を変更・更新する場合がございます。その場合は、当社ウェブサイト（http://www.foc.co.jp/ja/ir/library/meeting.html）にてお知らせいたしますので、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

・会場受付付近で、株主様のためのアルコール消毒液を配備いたします。ご来場の株主様は、アルコール消毒液のご使用とマスクのご持参・ご着用をお願い申し上げます。

・会場受付付近で検温をさせていただき、発熱があると認められる方、体調不良と思われる方、海外から帰国されてから政府等が要請している隔離期間が経過していない方は、入場をお断りし、お帰りいただく場合がございます。なお、海外から帰国されてから所定の隔離期間が経過していない株主様は、会場受付でお申し出くださいますようお願いいたします。

・当社役職員及び株主総会の運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえマスク着用で応対をさせていただきます。

・本株主総会においては、感染症拡大防止のため開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項及び議案の詳細な説明は省略させていただきます。株主様におかれましては、事前に本招集ご通知にお目通しくださいますようお願い申し上げます。

◎以下の事項につきましては、法令及び当社定款第13条の規定に基づき、当社ウェブサイト（http://www.foc.co.jp/ja/ir/library/meeting.html）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。

① 事業報告の「会計監査人の状況」及び「業務の適正を確保するための体制及びその運用状況に関する事項」
② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」
③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」

したがいまして、本招集ご通知の添付書類に含まれる事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であり、また、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部であります。

◎株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項を上記当社ウェブサイトに掲載いたしますのでご了承ください。

◎当日、当社役職員及び株主総会の運営スタッフは軽装（クールビズ）にて対応させていただきます。ご理解賜りますようお願い申し上げます。

◎本株主総会では来場記念品（お土産）のご用意はございません。

議決権行使についてのご案内

以下のいずれかの方法にて、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

郵　送

同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否を表示の上、行使期限までに到着するようご返送ください。

議決権行使期限

2022年６月27日（月曜日）
午後５時30分到着分まで

インターネット

当社の指定する議決権行使ウェブサイトにアクセスし、画面の案内に従って議決権をご行使ください。

議決権行使期限

2022年６月27日（月曜日）
午後５時30分まで

「インターネットによる議決権行使のご案内」は次頁をご参照ください。

議決権行使書のご記入方法のご案内

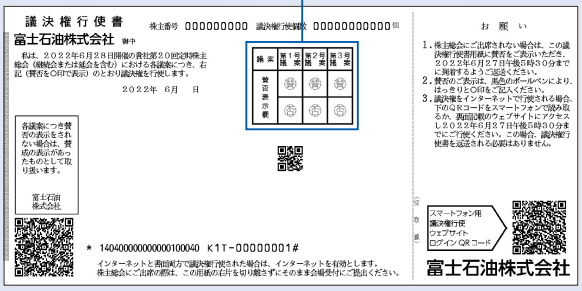

こちらに、各議案の賛否をご表示ください。

- 賛成の場合：「賛」の欄に○印
- 反対の場合：「否」の欄に○印

※各議案について賛否の記載がない議決権行使書用紙が提出された場合は、賛成の意思の表示があったものとして取り扱わせていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

① QRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。

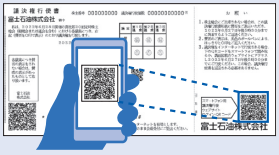

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

「スマート行使」での議決権行使は１回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですが❷議決権行使コード・パスワードを入力する方法でログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

② 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト

https://soukai.mizuho-tb.co.jp/

または

みずほ信託　議決権行使サイト　検索

1 議決権行使ウェブサイトにアクセス

「次へすすむ」をクリック

2 ログイン

※「議決権行使コード」及び「仮パスワード」は議決権行使書用紙に記載されております。

「議決権行使コード」を入力し、「次へ」をクリック。パスワード入力画面が出ますので、仮パスワードを入力し、その後パスワードを変更してください。

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

ご注意

※書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。また、インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効として取り扱わせていただきます。

※インターネット接続に係る費用は株主様のご負担となります。

※議決権行使ウェブサイトは一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器によってはご利用いただけない場合があります。

▶ ご不明点は、株主名簿管理人である みずほ信託銀行 証券代行部（以下）までお問い合わせください。

「スマート行使」「議決権行使ウェブサイト」の操作方法等に関する専用お問い合わせ先
0120-768-524（年末年始を除く 9:00～21:00）

その他の株式事務に関するお問い合わせ先
0120-288-324（平日 9:00～17:00）

機関投資家の皆様につきましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金の配当の件

当期の期末配当につきましては、中・長期的な事業発展のための内部留保の充実に留意しつつ、業績及び資金バランス等を勘案のうえ、安定的な配当の継続に努めるという当社の基本方針を踏まえ、当期の経営成績や次期の業績見通し等を総合的に勘案いたしまして、以下のとおりといたしたく存じます。

1. 配当財産の種類
   金銭
2. 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
   当社普通株式１株につき金10円　総額　772,174,790円
3. 剰余金の配当が効力を生ずる日
   2022年６月29日

第２号議案　定款一部変更の件

1．変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第１条ただし書きに規定する改正規定が2022年９月１日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

（1）変更案第13条第１項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。

（2）変更案第13条第２項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。

（3）株主総会参考書類等のインターネット開示の規定（現行定款第13条）は不要となるため、これを削除するものであります。

（4）上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更箇所）

現行定款	変更案
第３章　株主総会 （株主総会参考書類等のインターネット開示） 第13条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	第３章　株主総会 ＜　削　除　＞

現行定款	変更案
＜　新　設　＞	(電子提供措置等) 第13条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 2　当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。
＜　新　設　＞	(附則) 1．変更前定款第13条（株主総会参考書類等のインターネット開示）の削除および変更後定款第13条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第１条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である令和４年９月１日(以下、「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。 2．前項の規定にかかわらず、施行日から６か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第13条（株主総会参考書類等のインターネット開示）はなお効力を有する。 3．本附則は、施行日から６か月を経過した日または前項の株主総会の日から３か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

第３号議案　取締役１名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役関大輔氏が辞任いたしますので、その補欠として取締役１名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

氏　　名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
前澤浩士（まえざわひろし） (1961年８月19日生) 新任 社外取締役候補者 独立役員（予定）	1986年 ４月　出光興産株式会社入社 2010年 ７月　同社北海道製油所副所長 2013年 ４月　同社執行役員徳山製油所長 2016年 ７月　同社執行役員千葉工場長 2017年10月　同社執行役員千葉事業所長 2018年 ７月　同社上席執行役員千葉事業所長 2019年 ４月　同社上席執行役員製造技術本部長 2020年 ６月　東亜石油株式会社取締役 2020年 ７月　出光興産株式会社常務執行役員製造技術統括 2021年 ６月　昭和四日市石油株式会社代表取締役社長（現） 2022年 ６月　同上退任予定	0株

【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】
前澤浩士氏は、日本を代表するエネルギー企業の経営者としての豊富な経験と実績を有しており、当社の経営執行に対して独立した立場より助言をいただくことで、当社のコーポレート・ガバナンスを強化できるものと判断し、新たに社外取締役としての選任をお願いするものであります。選任後は、経営戦略等に関する知見を活かし、当社経営に対する監督等の職務を適切に遂行していただくことを期待しております。

(注) 1. 前澤浩士氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主又は第三者から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約により塡補することとしております。前澤浩士氏は、原案どおり選任された場合、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
3. 前澤浩士氏は、過去10年間において、当社の特定関係事業者である出光興産株式会社の業務執行者となったことがあります。
4. 前澤浩士氏は、当社の定める独立性判断基準を満たしており、同氏が原案どおり選任された場合は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として新たに届出をする予定です。
5. 前澤浩士氏は、退任取締役の補欠として選任されることとなりますので、その任期は当社定款の定めにより、在任取締役の任期の満了する時までとなります。

（ご参考）

当社は、多様な分野の知見、専門性を備えた取締役及び監査役を選任することで取締役会の実効性の確保を図っております。また、経営環境の変化への迅速かつ適切な対応やコーポレート・ガバナンスの強化等を目的として、2021年６月より執行役員制度を導入しております。

本株主総会において、第３号議案が原案どおり承認可決された場合の役員の新陣容は以下のとおりであります。

なお、以下の一覧表は、各役員が有する全ての知見や経験を表すものではありません。

役員		地位・担当	当社が期待する知見・経験							
			経営戦略	財務会計	法務コンプライアンス	人事人財育成	技術・製造IT・デジタル	営業販売	国際性	ESG
取締役	柴生田 敦夫	代表取締役会長	●		●				●	
	山本 重人	代表取締役社長 社長執行役員 ○指名報酬諮問委員会委員	●			●		●	●	
	八木 克典	代表取締役 専務執行役員 袖ケ浦製油所長	●				●			●
	前澤 浩士 独立役員	社外取締役 ○指名報酬諮問委員会委員	●				●		●	●
	松村 俊樹 独立役員	社外取締役 ○指名報酬諮問委員会委員長	●					●	●	
	ムハンマド・シュブルーミー 独立役員	社外取締役	●		●				●	
	ハーリド・サバーハ	社外取締役	●					●	●	
	山本 孝彦	取締役 常務執行役員 (業務部担当)	●	●	●			●	●	●
	津田 雅之	取締役 執行役員 (経理部担当)		●		●		●	●	

役員		地位・担当	当社が期待する知見・経験							
			経営戦略	財務会計	法務コンプライアンス	人事人財育成	技術・製造IT・デジタル	営業販売	国際性	ESG
監査役	石井 哲男	常勤監査役	●	●	●			●	●	●
	井上 毅 独立役員	社外監査役	●	●		●			●	
	力石 晃一 独立役員	社外監査役	●					●	●	
	坂本 倫子 独立役員	社外監査役			●					●
執行役員	寺尾 健一	常務執行役員 (総務部・人事部・人財育成部担当)	●		●	●				●
	川畑 尚之	常務執行役員 (技術部・生産管理部担当)					●		●	●
	岩本 巧	常務執行役員 (企画部・安全環境室担当)	●	●	●					●
	渡邊 厚夫	執行役員 袖ケ浦製油所副所長（総括）	●						●	●
	石塚 俊哉	執行役員 袖ケ浦製油所副所長 (製造部・安全環境部・安全対策担当) 兼 安全環境部長					●			●
	比佐 大	執行役員 袖ケ浦製油所副所長 (工務部・製油所コスト管理総括担当)					●			●
	平野 雅洋	執行役員 企画部長	●	●	●	●				

以　上

添付書類 事業報告（2021年４月1日から2022年３月31日まで）

Ⅰ 企業集団の現況に関する事項

1．事業の経過及びその成果

▌事業環境

期初１バレルあたり61ドル台で始まったドバイ原油価格は、欧米での新型コロナワクチン接種の進展に伴う景気回復期待等から上昇基調となり、その後、大型ハリケーンの米国メキシコ湾岸石油生産施設への接近や一部の産油国からの供給障害による需給の引き締まりなどを背景に、10月下旬には84ドル台に達しました。11月下旬には新たな変異株であるオミクロン株の感染拡大によるリスク回避の動きから調整色を強める局面がありましたが、米国を中心とした景気回復の持続力の強さとエネルギー需要の底堅さに支えられるとともに、１月以降はウクライナ情勢が緊迫化するなど地政学リスクが意識され更に上昇を続けました。２月末にはロシア軍がウクライナに侵攻し、欧米各国がロシアへの経済制裁に踏み切ったことで同国産原油の供給への影響が懸念され、３月に一時127ドルまで上昇しました。この結果、期中平均では前期を33ドル上回る約78ドルとなりました。

一方、期初１ドル110円台後半で始まった外国為替相場は、米国金利の上昇一服等を理由に一時107円台半ばまで円高が進んだものの、その後は、米国連邦公開市場委員会（FOMC）において早期の利上げが意識されたことから111円台後半まで円安が進みました。11月に入ると、米国におけるインフレへの警戒が強まりFRBが量的緩和の縮小に着手したことなどを背景に、115円台半ばまで円安が進みました。その後１月にはウクライナ情勢の緊迫化を受けドル円は拮抗する状態となりましたが、３月にはFRBが利上げに踏み切ったことと対照的な日銀の金融緩和を維持する姿勢による日米の金利差拡大の見込みからドル買い・円売りが進み、一時125円台まで円安が進みました。この結果、期中平均は前期より約６円の円安となる約112円となりました。

石油製品の国内需要につきましては、ガソリンは外出自粛等により減少した前期からの反動による増加要因はあったものの、ガソリン乗用車保有台数の減少や低燃費化の進展等により前期比97.8％となりました。ジェット燃料は旅客貨物輸送需要の回復等により前期比121.2％、軽油は貨物輸送を中心とした底堅い需要等により前期比100.2％となりました。一方で灯油は、強い寒波による堅調な需要があった前期からの反動等から前期比93.2％となりました。この結果、燃料油総量としては前期比101.0％の需要となりました。

連結業績

このような事業環境のもと、当期の連結業績につきましては、売上高は大規模定期修理等の影響により販売数量が減少したものの、原油価格の上昇を受け販売価格が上昇したことなどにより、前期を1,406億円上回る4,853億円となりました。

損益につきましては、第４四半期中の原油価格の急騰により、在庫影響（総平均法及び簿価切下げによる棚卸資産の評価が売上原価に与える影響）が187億円の原価押し下げ要因（前期は87億円の原価押し下げ要因）となったことに加え、国内石油製品市況の急激な上昇により製品マージンが改善したことなどにより、営業損益は前期と比較して84億円増益となる155億円の利益となりました。経常損益は前期と比較して77億円増益となる160億円の利益となりました。親会社株主に帰属する当期純損益は、前期と比較して86億円増益となる152億円の利益となりました。

なお、原油価格の高騰を受けて実施された政府による燃料油価格激変緩和措置により、当期の製品販売の一部について７億円の値引き（売上高の減少）を実施している一方で、当該値引相当額が補助金（営業外収益に計上）として支給されております。このため、当該値引額７億円が売上高の減少によって営業損益には減益に影響するものの、同額が営業外収益に計上されていることから経常損益及び親会社株主に帰属する当期純損益には影響ありません。

また、当期の在庫影響を除いた実質ベースの損益については、営業損失相当額は32億円（前期比16億円減益）、経常損失相当額は27億円（前期比22億円減益）となりました。

事業経過

(生産状況)

袖ケ浦製油所におきましては、2021年５月から７月に全生産設備を停止し、点検・補修作業を行う４年に１度の大規模定期修理を実施したことにより、原油処理量は前期に比べ7.2%減となる6,259千キロリットル、常圧蒸留装置の稼働率は年度平均で75.4%となりました。なお、第３四半期以降は安全・安定操業を維持し、常圧蒸留装置の稼働率は平均で98.0%となりました。

(単位：千キロリットル)

区　分	当　期	前　期	対前期比（%）
原油処理量	6,259	6,742	92.8
半製品繰入量	602	600	100.3
原料合計	6,862	7,342	93.5
製品生産合計	6,560	6,982	94.0

(販売状況)

当社の当期における石油製品及び石油化学製品等の販売数量につきましては、新型コロナワクチン接種の進展による経済活動の回復により石油製品需要が回復したものの、大規模定期修理の影響等による製品生産量の減少に伴い、前期に比べ9.4%の減少となる6,466千キロリットルとなりました。油種別では、ガソリンは前期比6.3%、ジェット燃料は同12.8%、灯油は同12.3%、軽油は同9.6%、ベンゼン・キシレンは同14.6%の減少となりました。

(単位：千キロリットル)

油種	当期	前期	対前期比 (%)
ガソリン	1,882	2,009	93.7
ナフサ	227	326	69.6
ジェット燃料	482	552	87.2
灯油	441	502	87.7
軽油	1,517	1,679	90.4
A重油	208	275	75.8
C重油	61	36	171.0
ベンゼン・キシレン	380	445	85.4
その他	1,268	1,317	96.3
販売合計	6,466	7,140	90.6

(企業理念に基づく事業活動への取組み)

当社は、「エネルギーの安定供給」「安全の確保と地球環境の保全」「ステークホルダーとの共存共栄」「活力に満ちた働きがいのある職場」を企業理念として掲げております。本理念に基づき、当社は事業を通じて社会に貢献しながら持続的成長を目指すとともに、環境負荷の低減活動と地域社会への貢献活動、企業統治向上のための体制づくりにも日頃より鋭意取り組んでおります。

○安全の確保とエネルギーの安定供給

袖ケ浦製油所では、安全衛生・保安管理システムによる安全への取組みの継続的な改善を実施しており、NPO法人保安力向上センターによる保安力評価で抽出された課題改善を中心に、IoT等の先進技術を活用し自主保安の高度化に取り組んでおります。

自然災害への備えにつきましては、巨大地震等に対する事業継続計画に基づく訓練や設備の耐震対策・非常用発電機の配備等を実施しております。また、近年多発する豪雨への対策として、雨水を一時的に貯蔵するための専用タンクを増設し事業継続能力の強化を図っております。

新型コロナウイルス感染症への対応につきましては、従業員の健康を守るとともに、エネルギーの安定供給を堅持するため、代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置し感染動向を常に注視しながら、適時・適切な各種対策を実施しております。

○地球環境の保全

高効率なボイラー・タービン発電設備の設置など積極的な省エネルギー対策や省エネルギー活動・投資を継続しつつ、より一層の深化を図るとともに、環境負荷の低減策として燃焼時にCO_2を発生させないアンモニアのボイラー燃料としての使用の検討やバイオジェット燃料の製造に向けた研究開発を進めております。

更に、冷却水を96％以上再循環使用する水資源節約、大気・水質汚濁防止及び産業廃棄物の減量化・再資源化にも継続的に取り組んでおり、2012年度に産業廃棄物最終処分率０％を達成して以降、これを継続しております。

○地域との共生

当社は、製油所の立地する袖ケ浦市との関係において、同市の臨海地区清掃への参加や自主企画による地域清掃活動等の各種ボランティア活動を通じ、積極的にコミュニケーションを深めております。また、袖ケ浦製油所は千葉県次世代エネルギーパークとして登録されており、次世代エネルギーに関する県民等の理解を増進するための見学や体験の取組みに協力しております（現在は新型コロナウイルス感染症の影響により見学・体験は見合わせております）。

○活力に満ちた働きがいのある職場実現に向けて

2019年度に導入した新人事制度に基づき、多様な人財が最大限能力を発揮できるよう評価制度を改定するなどの人事制度改革に継続して取り組んでおります。

また、人的資本強化の重要性から2020年度に人財育成部を設置し、「人財育成方針」に沿った階層別研修、技術教育研修、安全環境教育訓練等を実施しております。2021年度は特に女性従業員の活躍を推進すべく、女性従業員を対象にしたキャリア研修を実施しました。

また、2020年度に引き続き「働きがいのある職場」構築を目指し「コミュニケーション」をキーワードとして集中的な研修等も実施しました。

○ガバナンス体制

取締役会の任意の諮問機関として、委員の過半数を独立社外役員により構成し、また、独立社外役員を委員長とする指名報酬諮問委員会を設置し、当社業績に連動した役員報酬制度を同委員会において審議したうえで導入しております。取締役の指名・報酬に関する議案の原案等については、同委員会における審議を経た後、取締役会の決議により決定します。

【参考】当社のコーポレートガバナンス体制

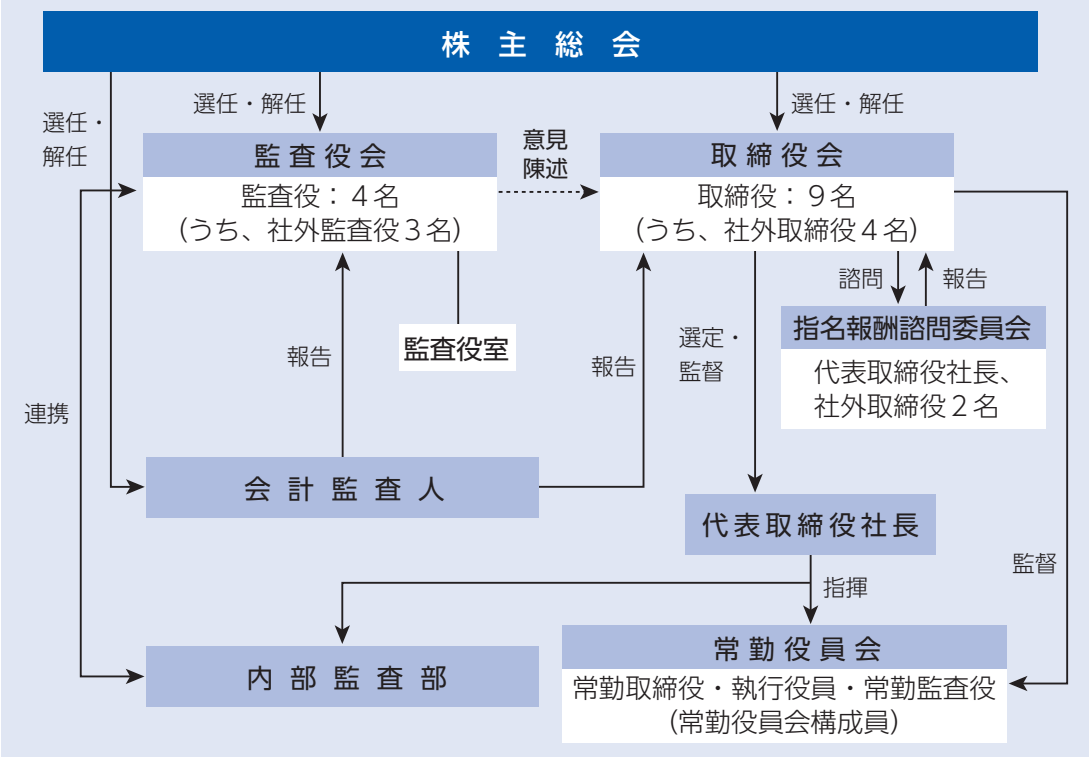

（グループの動き）

当期における、当社連結子会社の主な活動は以下のとおりです。

PETRO PROGRESS PTE LTDはシンガポールに本拠を置き、当社の重要な海外拠点として、引き続き、原油及び石油製品の調達、販売等の営業活動を行っております。

日本オイルエンジニアリング株式会社は、主たる事業としての石油・天然ガスの開発・生産分野でのエンジニアリング・コンサルティング事業に加え、二酸化炭素を利用した原油の増進回収（CO_2－EOR）、二酸化炭素の回収貯留（CCS）技術、メタンハイドレート開発、地熱、洋上風力発電等に関する環境エンジニアリング・コンサルティング事業を通じて低炭素社会の実現に向けた取組みも行っております。

2. 設備投資の状況

当期は、製油所施設等に123億円の設備投資を行い、これらの投資資金は借入金及び自己資金等により賄いました。

3. 資金調達の状況

当期の金融機関からの資金調達の状況は以下の表のとおりです。原油価格の上昇や円安等を理由に短期借入金が増加したことや大規模定期修理に伴う設備資金の借入を行ったために長期借入金が増加したことで、有利子負債残高は前期末比で416億円増加し1,520億円となりました。

（単位：百万円）

区　　分	前期末残高	当 期 増 減	当期末残高
長　期　借　入　金	36,422	3,653	40,076
短　期　借　入　金	74,050	37,968	112,018
計	110,473	41,621	152,094

（注）長期借入金の当期末残高には１年以内返済予定額141億円を含んでおります。

4. 対処すべき課題

「世界の石油需要については、新型コロナウイルス感染症の拡大による経済危機からの力強いリバウンドが予想される一方、中国、インド、中東を中心に、今後数年間の石油需要の増加量を上回る規模で最新鋭の大型製油所の新増設が同時期に計画されていることから、その進捗次第では一段と厳しい競争環境が想定される。また、2050年カーボンニュートラルに向けた動きの中で、電気自動車の普及やバイオ燃料、合成燃料、水素等への燃料転換が進むことで、中長期的には石油需要の一定程度の喪失が予想される。」との事業環境認識のもと、当社は2021年５月に、2021～2024年度の４年間を対象とする第三次中期事業計画を策定しました。

その後、新型コロナウイルス変異株の世界的流行や、ロシア軍のウクライナ侵攻といった予想外の事態が発生し、世界経済やグローバルなエネルギー需給にも大きな混乱が生じておりますが、本中期事業計画の前提である石油精製事業を巡る事業環境について、国内石油需要減少等により年々厳しさを増しており、更に我が国においても2050年カーボンニュートラルに向けた動きが本格化するとの認識に変化はなく、当社においては収益の安定的拡大と環境負荷低減の両立を図るため、(1) 石油精製事業の更なる基盤強化、(2) 脱炭素社会に向けた取組み強化を基本方針とし、引き続き以下の課題に注力してまいります。

(取り組むべき課題)

(1) 石油精製事業の更なる基盤強化

① 稼働信頼性の維持・強化

ドローンによる点検やIoT、AI等のデジタル技術を最大限活用することにより、装置に係る運転管理・保全の一層の高度化を推進してまいります。

② コスト競争力の強化、競争優位の確立

更なる精製コストの削減、エネルギー効率の改善、原料調達を含む生産最適化、高付加価値製品の増産に向けた設備改良、本社コストを含めた総経費の合理化等を進めコスト競争力を更に強化してまいります。

また、長足に進展するデジタル技術の最大限の導入・活用を更に図るとともに、業務フローの抜本的見直しと必要な組織の再編、2019年度に刷新した新人事制度の最適運用、人財育成の取組み強化等により競争優位の土台となる人財・組織面での一層の変革を図ります。

(2) 脱炭素社会に向けた取組み強化

① 製油所の徹底した環境負荷低減

省エネルギーは収益性の改善と同時に製油所のCO_2排出量の低減に最も確実に寄与することから、従来の取組みを一層深化・加速させ、製油所の低炭素化を推進してまいります。

また、バイオETBEを配合したガソリンの供給といった従来の取組みに加え、アンモニアのボイラー燃料としての使用検討等、環境負荷に配慮した製品の供給や燃料の使用にも取り組んでまいります。

② 脱炭素ビジネスの追求

我が国政府の目標である2050年カーボンニュートラルを踏まえ、現在研究開発を進めている次世代バイオ燃料については2020年代半ばの供給開始を目指すほか、CO_2フリー水素、合成燃料など当社の既存インフラ・知見が活用できる脱炭素技術については、先ずは様々なステークホルダーとの連携を通じて積極的に追求していくことで脱炭素社会への貢献を果たしてまいります。

なお、第三次中期事業計画においては、当社は2050年カーボンニュートラル社会の実現に貢献すべく、本中期事業計画において達成すべき目標として以下の環境目標を定めました。

●製油所における省エネルギー量15,000kL-coe（※）/年（目標年度：2025年度）

※Crude Oil Equivalent（原油換算）

2021年度から2025年度までの省エネ投資/活動により、省エネ対策を行わない場合と比較して、原油換算で年間15,000kL 分のエネルギー使用量の削減達成を目指します。

●中期においては、2030年度に自社事業で発生する年間CO_2排出量を2014年度と比較して20%以上削減することを目指します。

●長期においては、各要素技術のイノベーションの進展による技術確立と経済性の両立を前提としたうえで、2050年度には自社事業で排出するCO_2をネットゼロとすることを目指すとともに、供給するエネルギーの低炭素化等を図ることにより、社会全体のカーボンニュートラル実現に貢献してまいります。

（ご参考）気候変動対応（TCFD提言への対応）

当社は、2021年７月に気候関連財務情報開示タスクフォース（Task Force on Climate-related Financial Disclosures、以下「TCFD」）提言に賛同表明をいたしました。また、同月には環境省が実施する「令和３年度TCFDに沿った気候リスク・機会のシナリオ分析支援事業」の支援対象企業に選定され、TCFD提言の開示推奨項目のうち、「戦略」項目において推奨されるシナリオ分析を行いました。

今後もこうした取組みを継続し、TCFD提言に沿った情報開示を積極的に行っていくとともに、環境負荷の低減及び地球環境の保全に資する取組みをより一層推進してまいります。

5. 財産及び損益の状況の推移

区　　分	第17期 2018年4月1日から 2019年3月31日まで	第18期 2019年4月1日から 2020年3月31日まで	第19期 2020年4月1日から 2021年3月31日まで	第20期 2021年4月1日から 2022年3月31日まで
売上高（百万円）	541,640	462,364	344,612	485,302
経常利益（百万円）	3,599	△28,777	8,293	16,076
親会社株主に帰属する当期純利益（百万円）	2,896	△29,058	6,528	15,203
1株当たり当期純利益	37円59銭	△377円7銭	84円72銭	197円29銭
総資産（百万円）	299,144	245,504	253,007	352,842
純資産（百万円）	71,536	41,297	48,188	64,539

（注）1. 表中の△は損失を表しております。
2. 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数に基づき算出しております。
3. 各連結会計年度の主な変動要因は次のとおりです。
第17期…大規模定期修理を実施した前期に比べ販売数量が増加し、売上高は前期を上回りました。一方、2018年10月に発生した袖ケ浦製油所における停電事故の影響及び第3四半期中の石油製品市況の一時下落により販売マージンが悪化したこと、並びに在庫影響による原価押し下げ要因が前期と比較して小幅にとどまったことなどにより、親会社株主に帰属する当期純利益は前期を下回りました。
第18期…小規模定期修理等の影響により販売数量が減少したことや、原油価格の下落を受け販売価格が下落したことなどにより、売上高は前期を下回りました。また、第4四半期中の石油製品市況の急激な下落により販売マージンが悪化したこと、並びに、2020年3月の原油価格暴落に伴い在庫影響による多額の原価押し上げ要因が発生したことなどにより、親会社株主に帰属する当期純損失の計上となりました。
第19期…前期の小規模定期修理の影響が解消したものの、新型コロナウイルス感染症の拡大による需要減退に加え、原油価格が低位で推移したことを受けて販売価格が下落したことにより、売上高は前期を下回りました。一方、在庫影響が原価押し下げ要因となったことに加え、国内石油製品市況の回復等により、親会社株主に帰属する当期純利益の計上となりました。
第20期…前記「Ⅰ 企業集団の現況に関する事項 1. 事業の経過及びその成果」に記載のとおりです。

6. 重要な子会社の状況（2022年３月31日現在）

会　社　名	資本金	出資比率(%)	主要な事業内容
富士石油販売株式会社	百万円 100	100.0	石油製品の販売・納入代行、保険代理店業務
富士臨海株式会社	百万円 10	85.0	海上防災、原油・石油製品の入出荷、産業廃棄物の収集運搬、太陽光発電
アラビア石油株式会社	百万円 100	100.0	石油開発プロジェクト関連の資産管理等
日本オイルエンジニアリング株式会社	百万円 600	100.0	石油・ガス・その他エネルギーの開発・生産・環境対応に関するエンジニアリング、コンサルティング
東京石油興業株式会社	百万円 120	(100.0)	道路舗装用アスファルト合材の製造・販売、道路舗装材等の産業廃棄物処理による再生
株式会社ペトロプログレス	百万円 100	100.0	原油・石油製品の調達、販売等
PETRO PROGRESS PTE LTD [ペトロ・プログレス・ピーティーイー・リミテッド]	百万シンガポールドル 34 千米ドル 733	(100.0)	海外における原油・石油製品の調達、販売

(注)（　）は、当社の間接出資比率です。

7. 主要な事業内容（2022年３月31日現在）

石油の精製・貯蔵・調達・売買、原油・石油製品等の輸送・入出荷

8. 主要な事業所（2022年３月31日現在）

当社	本社	東京都品川区
	袖ケ浦製油所	千葉県袖ケ浦市
富士石油販売株式会社	本社	東京都品川区
富士臨海株式会社	本社	千葉県袖ケ浦市
アラビア石油株式会社	本社	東京都品川区
日本オイルエンジニアリング株式会社	本社	東京都中央区
東京石油興業株式会社	本社	東京都品川区
株式会社ペトロプログレス	本社	東京都品川区
PETRO PROGRESS PTE LTD	本社	シンガポール

9. 従業員の状況（2022年３月31日現在）

従業員数	前期末比増減
701名	３名減

10. 主要な借入先及び借入額（2022年３月31日現在）

（単位：百万円）

借入先	借入金残額
株式会社みずほ銀行	31,297
株式会社三井住友銀行	23,873
株式会社三菱UFJ銀行	22,885
三井住友信託銀行株式会社	19,257
株式会社日本政策投資銀行	15,238
独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構	12,327

Ⅱ 会社の株式に関する事項（2022年３月31日現在）

(1) 発行可能株式総数 200,000,000株

(2) 発行済株式の総数 78,183,677株

(3) 株主数 12,448名

(4) 大株主（上位10名）

株主名	当社への出資状況	
	持株数（千株）	持株比率（%）
株式会社シティインデックスイレブンス	7,027.6	9.10
株式会社ＪＥＲＡ	6,839.9	8.85
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	6,433.0	8.33
クウェート石油公社	5,811.3	7.52
サウジアラビア王国政府	5,811.3	7.52
出光興産株式会社	5,144.0	6.66
住友化学株式会社	5,051.6	6.54
日本郵船株式会社	2,750.8	3.56
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	1,742.0	2.25
ＥＮＥＯＳホールディングス株式会社	1,350.0	1.74

（注）1．持株比率は発行済株式総数から自己株式（966.1千株）を除いて計算しております。
2．持株数につきましては、単元未満の株式を切り捨てて表示しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は以下のとおりです。

区分	株式数（株）	交付された者の人数（人）
取締役（社外取締役を除く）	0	0
委任型執行役員（取締役を兼務する執行役員を除く）	0	0

（注）当社の株式報酬の内容につきましては、「Ⅲ ４．当事業年度に係る取締役等及び監査役の報酬等 (6)非金銭報酬に関する事項」に記載のとおりです。

Ⅲ 会社役員に関する事項

1. 取締役及び監査役の氏名等（2022年３月31日現在）

氏名	地位	担当及び重要な兼職の状況
柴生田　敦夫	代表取締役会長	
山本　重人	代表取締役社長 社長執行役員	
八木　克典	代表取締役 専務執行役員	袖ケ浦製油所長
関　大輔	取締役（社外） 〈独立役員〉	
松村　俊樹	取締役（社外） 〈独立役員〉	
ムハンマド・シュブルーミー	取締役（社外） 〈独立役員〉	サウジアラビア王国政府エネルギー大臣法務顧問
ハーリド・サバーハ	取締役（社外）	クウェート石油公社国際販売担当上級職員
山本　孝彦	取締役 常務執行役員	業務部担当 株式会社ペトロプログレス代表取締役社長 PETRO PROGRESS PTE LTD Director
津田　雅之	取締役 執行役員	経理部担当
石井　哲男	常勤監査役	
井上　毅	監査役（社外） 〈独立役員〉	DNホールディングス株式会社取締役（社外・監査等委員）
力石　晃一	監査役（社外） 〈独立役員〉	日本郵船株式会社アドバイザー 株式会社村上開明堂取締役（社外）
坂本　倫子	監査役（社外） 〈独立役員〉	岩田合同法律事務所パートナー弁護士 株式会社あらた取締役（社外・監査等委員）

(注) 1. 当事業年度中の取締役の就任は以下のとおりです。
・ムハンマド・シュブルーミー氏は、2021年6月25日開催の第19回定時株主総会において取締役に新たに選任され、就任しました。
2. 当事業年度中の取締役の地位の異動は以下のとおりです。
・取締役柴生田敦夫氏は、代表取締役社長であったところ、2021年６月25日付で代表取締役会長となりました。
・取締役山本重人氏は、専務取締役であったところ、2021年６月25日付で代表取締役社長社長執行役員となりました。
3. 当事業年度中の取締役の担当の異動は以下のとおりです。
・取締役山本孝彦氏は、総務部・安全環境室担当であったところ、2021年６月25日付で業務部担当となりました。
4. 当事業年度中の取締役及び監査役の重要な兼職の異動は以下のとおりです。
・代表取締役社長社長執行役員山本重人氏は、2021年６月28日付で株式会社ペトロプログレス代表取締役社長を退任しました。また、同氏は、2021年６月24日付でPETRO PROGRESS PTE LTD Directorを退任しました。
・取締役山本孝彦氏は、2021年６月28日付で株式会社ペトロプログレス代表取締役社長に就任しました。また、同氏は、2021年６月24日付でPETRO PROGRESS PTE LTD Directorに就任しました。
・監査役井上毅氏は、2021年7月14日付でDNホールディングス株式会社取締役（社外・監査等委員）に就任しました。
・監査役坂本倫子氏は、2021年6月24日付で株式会社あらた監査役を退任し、同日付で取締役（社外・監査等委員）に就任しました。
5. 取締役関大輔氏、松村俊樹氏、ムハンマド・シュブルーミー氏、監査役井上毅氏、力石晃一氏、坂本倫子氏につきましては、当社の定める独立性判断基準を満たしており、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届出をしています。当社の独立性判断基準は下記12をご参照ください。
6. 監査役井上毅氏は、長年にわたり金融機関における業務経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。
7. サウジアラビア王国政府は、当社株式5,811.3千株（持株比率7.52%）を保有する株主です。
8. クウェート石油公社は、当社株式5,811.3千株（持株比率7.52%）を保有する株主であり、当社とは原油の購入等の取引関係があります。
9. 日本郵船株式会社は、当社株式2,750.8千株（持株比率3.56%）を保有する株主であり、当社とは原油タンカー傭船等の取引関係があります。
10. 岩田合同法律事務所は、当社と顧問契約を締結しております。
11. 当社とDNホールディングス株式会社、株式会社村上開明堂、株式会社あらたとの間には、いずれも開示すべき特段の取引関係はありません。
12. 当社の独立性判断基準は以下のとおりです。
当社の社外役員本人又は近親者（配偶者、二親等内の親族又は同居の親族）が、現在又は就任前１年間において、次のいずれかの項目に該当する場合、当該社外役員は独立性に欠けると判断されます。
① 社外役員本人について

a) 主要な取引先	直近に終了した過去３事業年度のいずれかにおいて、当社との取引額が、当社又は取引先の連結売上高の２%を超える取引先又はその業務執行者
b) 会計監査人	当社又は当社グループ企業の会計監査人である監査法人に所属する者
c) 弁護士等の専門家	直近に終了した事業年度において、当社から役員報酬以外に年間1,000万円以上の支払いを得ている弁護士、公認会計士、税理士、コンサルタント等（当該報酬を得ている者が法人等の団体である場合は、当該団体に所属する者）
d) 主要な借入先	直近に終了した事業年度末における当社の借入額が、当社又は借入先の連結総資産の２%超の借入先又はその業務執行者
e) その他利害関係者	直近に終了した事業年度において、当社から年間1,000万円以上の寄付・融資等を受領した者（当該寄付・融資等を受領した者が法人等の団体である場合は、当該団体に所属する者）
f) 大株主	直近に終了した事業年度末において、当社の議決権の10%以上を保有する株主又はその業務執行者
g) 相互派遣	直近に終了した過去３事業年度のいずれかにおいて、役員の相互派遣企業の業務執行者

② 社外役員の近親者について
a) 上記①のa) ～g) のいずれかに該当する者
b) 当社又は当社グループ企業の役職員

(ご参考)
当社は執行役員制度を導入しており、2022年３月31日現在の取締役を兼務していない執行役員は次のとおりであります。

氏　名	地　位	担　当
寺　尾　健　一	常務執行役員	総務部・人事部・人財育成部担当
川　畑　尚　之	常務執行役員	技術部・生産管理部担当
岩　本　　巧	常務執行役員	企画部・安全環境室担当
石　塚　俊　哉	執行役員	袖ケ浦製油所副所長（製造部・安全環境部・安全対策担当）兼安全環境部長

2. 当事業年度中に退任した取締役の氏名等

氏　名	退任時の地位	退任時の担当及び重要な兼職の状況	退任年月日 (退任理由)
ムハンマド・ファハド	取締役（社外） 〈独立役員〉	サウジアラビア王国政府 エネルギー省法務局法務監督官	2021年６月25日 (任期満了)
寺　尾　健　一	取締役	人事部・人財育成部担当	2021年６月25日 (任期満了)
川　畑　尚　之	取締役	技術部・生産管理部担当	2021年６月25日 (任期満了)
岩　本　　巧	取締役	企画部担当 日本オイルエンジニアリング株式会社取締役	2021年６月25日 (任期満了)

(注) 当事業年度中に退任した取締役の地位の異動は以下のとおりです。
・寺尾健一氏は、2021年６月25日付で常務執行役員に就任しました。
・川畑尚之氏は、2021年６月25日付で常務執行役員に就任しました。
・岩本巧氏は、2021年６月25日付で常務執行役員に就任しました。

3. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主又は第三者から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約により填補しております。なお、被保険者が私的な利益又は便宜の供与を違法に得たこと、被保険者の犯罪行為、及び被保険者が法令に違反することを認識しながら行った行為等に起因する損害賠償金及び争訟費用は上記保険契約によっても填補されません。

当該保険契約の被保険者は当社及び連結子会社の全ての役員（取締役、執行役員及び監査役等）であります。

4. 当事業年度に係る取締役等及び監査役の報酬等

(1) 取締役等の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下「決定方針」）に関する事項

〇決定方針の内容の概要

各々の取締役及び委任型執行役員（取締役を兼務する執行役員を除く、以下同じ）（総称して、以下「取締役等」）が担う役割・責任・成果に応じた報酬体系とし、公平性・客観性を確保することを原則とします。

業務執行取締役及び委任型執行役員（総称して、以下「業務執行取締役等」）の報酬は、当社グループの経営環境や業績を反映したものとし、中長期に亘る企業価値向上を進め、業績向上に向けたインセンティブを強化するため、固定報酬、業績連動報酬及び非金銭報酬（業績連動型譲渡制限付株式報酬）で構成します。固定報酬額は、役位に基づく基準額に、各役員の役割・職責を反映し決定します。業績連動報酬額は、毎年度の連結決算において、利益等の業績連動指標に基づき一定の条件を満たした場合、金銭にて支給することとし、業績連動指標の達成度合いに基づく支給率並びに役位別比率により算出される付与比率に基づき決定します。非金銭報酬は、中期事業計画等に基づき定める業績評価指標が一定の条件を満たした場合、当社の普通株式又は当社の普通株式を取得するための現物出資財産としての金銭債権にて支給します。本普通株式の数は、業績評価指標の達成度合いに基づく支給割合並びに基準となる株価に基づき計算します。

業務執行取締役等の種類別の業績連動報酬の割合については、役位、業績責任の大きさに従って付与比率が上がるものとします。代表取締役社長は、指名報酬諮問委員会の答申に従い、種類別の割合の範囲内で取締役等の個人別の報酬等の内容を決定します。なお、業績連動報酬及び非金銭報酬の付与比率が最大の場合、それぞれの支給比率は以下のとおりです。

役位	固定報酬	業績連動報酬	非金銭報酬
会長・社長執行役員・副社長執行役員	1	0.20	0.10
専務執行役員・常務執行役員	1	0.15	0.10
委任型執行役員	1	0.10	0.10

社外取締役の報酬は、監督機能を有効に機能させる観点から固定報酬のみとし、個別事情を勘案した合理的な水準により決定します。

〇決定方針の決定方法

2021年６月25日開催の第19回定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く）に対する非金銭報酬としての業績連動型譲渡制限付株式報酬制度の導入が承認可決されることを条件に、代表取締役社長が作成した原案を指名報酬諮問委員会に諮問し、その答申内容を尊重して2021年５月10日開催の取締役会において決定方針を決議しました。

(2) 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2018年６月27日開催の第16回定時株主総会において年額３億6,000万円以内（うち、社外取締役年額3,000万円以内）と決議されております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は14名（うち、社外取締役は５名）です。また、2021年６月25日開催の第19回定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く）に対する業績連動型譲渡制限付株式報酬制度の導入が決議されております。本制度は、上記の金銭報酬枠とは別枠として、業績連動型譲渡制限付株式報酬（当社の普通株式又は金銭債権の総額：年額3,300万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）、かつ普通株式の総数：年165,000株以内）を支給するものです。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は５名です。

監査役の金銭報酬の額は、2018年６月27日開催の第16回定時株主総会において年額4,800万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は４名です。

(3) 取締役等の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役等の役割や成果の評価を行うには最も適しているとの判断のもと、代表取締役社長社長執行役員山本重人が、決定方針及び取締役会の委任決議に基づき取締役等の個人別の報酬額の具体的内容（各取締役等の固定報酬の額、各業務執行取締役等の業績連動報酬の額及び非金銭報酬としての譲渡制限付株式の数）を決定しております。

当該決定が適切にされるよう、代表取締役社長社長執行役員は、指名報酬諮問委員会に対し取締役等の個人別の報酬額の具体的内容の原案を諮問し答申を得たうえで、当該答申に従って決定しております。

当該手続きを経て取締役等の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等の総額等

区　分	報酬等の総額（百万円）	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる役員の員数（人）
		固定報酬	業績連動報酬	非金銭報酬	
取締役 （うち社外取締役）	250 (18)	231 (18)	— (—)	18 (—)	13 (5)
監査役 （うち社外監査役）	45 (21)	45 (21)	—	—	4 (3)

（注）1. 上記には2021年６月25日開催の第19回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役４名を含んでおります。
2. 業績連動報酬の内容につきましては、「Ⅲ　4．当事業年度に係る取締役等及び監査役の報酬等　（5）業績連動報酬に関する事項」に記載のとおりです。
3. 非金銭報酬の内容につきましては、「Ⅲ　4．当事業年度に係る取締役等及び監査役の報酬等　（6）非金銭報酬に関する事項」に記載のとおりです。なお、金額欄には当事業年度中に費用計上した額を記載しております。

(5) 業績連動報酬に関する事項

業務執行取締役等は当社グループ全体の最終業績に責任を負うとの観点及び株主、社員等ステークホルダーの納得感を考慮し、業績連動報酬額の算定の基礎として、連結決算の親会社株主に帰属する当期純利益（在庫影響含む、以下「連結純利益」）及び連結決算の経常利益（在庫影響除く、以下「連結経常利益」）の二つの業績連動指標を選定しております。

業績連動指標の対象範囲は、連結純利益においては20～100億円、連結経常利益においては10～50億円であり、それぞれの指標に応当する支給率を比較して低い方を採用することとし、当該支給率に、役位、業績責任に基づく役位別比率を乗じたものを、業績連動報酬の付与比率としております。業績連動報酬額は、役位別の固定報酬額に当該付与比率を乗じて計算しております。

なお、当事業年度を含む連結純利益及び連結経常利益の推移は以下のとおりです。

業績連動指標	第18期 2019年４月１日から 2020年３月31日まで	第19期 2020年４月１日から 2021年３月31日まで	第20期 2021年４月１日から 2022年３月31日まで
連結純利益（億円）	△290	65	152
連結経常利益 （在庫影響除く）（億円）	△84	△4	△27

（注）業績連動報酬は、第18期に係る業績より導入しております。

(6) 非金銭報酬に関する事項

業務執行取締役等の報酬と会社業績との連動性をより明確化することにより、業務執行取締役等に当社企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、業務執行取締役等と株主の皆様との一層の価値共有を進める観点等から、業績連動型譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。本制度は、当社の単年事業年度（以下「業績評価期間」）における業績評価指標の達成度合いに応じて、業務執行取締役等に対して、原則として業績評価終了後に、当社の普通株式又は当社の普通株式を取得するための現物出資財産としての金銭債権を支給するものです。

現在、業績評価指標としては、親会社株主に帰属する当期純利益及び連結ROEを選定しております。これは第三次中期事業計画における財務目標（但し、連結当期純利益を親会社株主に帰属する当期純利益に読み替える）と整合するものであり、本計画期間（2021～2024年度）中は、原則として当該期間における各業績評価期間に適用します。

業績評価指標達成度	業績評価指標	
	親会社株主に帰属する当期純利益（構成比率70%）	連結ROE（構成比率30%）
100%	150億円以上	20%以上
80%	131.25億円以上150億円未満	17.5%以上20%未満
60%	112.5億円以上131.25億円未満	15%以上17.5%未満
40%	93.75億円以上112.5億円未満	12.5%以上15%未満
20%	75億円以上93.75億円未満	10%以上12.5%未満
0%	75億円未満	10%未満

なお、当事業年度においては、親会社株主に帰属する当期純利益は152億円、連結ROEは27.1%となりました。

割り当てる普通株式の数及び支給する金銭債権の額の算定方法は以下のとおりです。

① 割り当てる普通株式の数

基準株式数（※1）×支給割合（※2）

※1 役位別の固定報酬額（年額）×10%÷基準株価

なお、基準株価は、業績評価期間開始日（各年4月1日）直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の終値とする。但し、2021年度を業績評価期間とする基準株式数の算定に限り、2021年6月24日（制度導入日直前取引日）の東京証券取引所における当社の普通株式の終値とする。

※2 各業績評価指標達成度×各構成比率の合成値により算出する。

② 支給する金銭債権の額
（基準株式数×支給割合）×割当時株価（※）
※業績評価期間終了後に行われる当社の普通株式の発行又は処分に係る当社の取締役会決議の日の直前取引日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値を基礎として当該普通株式を引き受ける業務執行取締役等に特に有利な金額とならない範囲において決定する。

業務執行取締役等に対する当社の普通株式の割当て又はその現物出資財産としての金銭債権の支給に当たっては、当社と業務執行取締役等との間で、譲渡制限付株式割当契約を締結することを条件としております。本割当契約により割り当てた当社の普通株式（以下「本割当株式」）の割当日又は払込期日から業務執行取締役等が当社の取締役若しくは執行役員又は子会社の取締役の地位を退任するまでの期間（以下「譲渡制限期間」）、本割当株式の譲渡、担保権設定その他の処分を禁止するとともに、業務執行取締役等が任期満了又は死亡その他の正当な理由なく退任した場合には、当社は本割当株式を当然に無償で取得します。

5. 社外役員に関する事項

(1) 重要な兼職の状況及び重要な兼職先と当社との関係

24－26ページの「Ⅲ 1. 取締役及び監査役の氏名等」に記載のとおりです。

(2) 当事業年度における主な活動状況

氏名	出席の状況	主な活動状況
関 大輔 （社外取締役） 〈独立役員〉	取締役会100%	エネルギー産業における経営者として豊富な経験と実績を有しており、かかる経験と実績を活かし、客観的な視点から当社の業務執行を監督する役割を果たすことが期待されていたところ、経営戦略等に関する知見に基づき取締役会を始めとした場で助言を行うなど、同取締役に期待された役割に応じ、経営に対する監督等の職務を適切に遂行しました。 また、任意の諮問委員会である指名報酬諮問委員会の委員を務め、取締役会の諮問に応じて、取締役の指名、報酬等に係る事項を審議しました。

氏名	出席の状況	主な活動状況
松　村　俊　樹 （社外取締役） 〈独立役員〉	取締役会100%	素材産業における経営者として豊富な経験と実績を有しており、かかる経験と実績を活かし、客観的な視点から当社の業務執行を監督する役割を果たすことが期待されていたところ、経営戦略等に関する知見に基づき取締役会を始めとした場で助言を行うなど、同取締役に期待された役割に応じ、経営に対する監督等の職務を適切に遂行しました。 また、任意の諮問委員会である指名報酬諮問委員会の委員長を務め、取締役会の諮問に応じて、取締役の指名、報酬等に係る事項を審議しました。
ムハンマド・シュブルーミー （社外取締役） 〈独立役員〉	取締役会100%	中東産油国の政府機関における豊富な経験と知識を有しており、かかる経験と実績を活かし、客観的な視点から当社の業務執行を監督する役割を果たすことが期待されていたところ、国際的な石油情勢等に関する知見に基づき取締役会を始めとした場で助言を行うなど、同取締役に期待された役割に応じ、経営に対する監督等の職務を適切に遂行しました。
ハーリド・サバーハ （社外取締役）	取締役会100%	中東産油国の国営石油会社における豊富な経験と知識を有しており、かかる経験と実績を活かし、客観的な視点から当社の業務執行を監督する役割を果たすことが期待されていたところ、国際的な石油情勢等に関する知見に基づき取締役会を始めとした場で助言を行うなど、同取締役に期待された役割に応じ、経営に対する監督等の職務を適切に遂行しました。
井　上　　毅 （社外監査役） 〈独立役員〉	取締役会100% 監査役会100%	金融機関における豊富な経験と財務及び会計に関する知見並びに本邦主要会社における取締役・監査役としての経験と見識を活かし、取締役会及び監査役会を始めとした場で、業務執行を監査する観点から質問し、意見を述べました。
力　石　晃　一 （社外監査役） 〈独立役員〉	取締役会100% 監査役会100%	会社経営者としての豊富な経験と見識を活かし、取締役会及び監査役会を始めとした場で、業務執行を監査する観点から質問し、意見を述べました。
坂　本　倫　子 （社外監査役） 〈独立役員〉	取締役会100% 監査役会100%	弁護士としての豊富な経験と法務に関する知見、金融機関及び本邦主要会社における取締役・監査役としての経験と見識を活かし、取締役会及び監査役会を始めとした場で、業務執行を監査する観点から質問し、意見を述べました。

（本事業報告中に記載の金額は表示単位未満を切り捨てて表示しています。）

連結計算書類

連結貸借対照表（2022年３月31日現在）

（単位：百万円）

資産の部	
科目	金額
流動資産	**224,971**
現金及び預金	11,388
受取手形及び売掛金	78,707
有価証券	100
棚卸資産	117,862
未収入金	13,345
その他	3,567
固定資産	**127,871**
有形固定資産	**104,065**
建物及び構築物	12,653
油槽	2,974
機械装置及び運搬具	34,409
土地	51,542
建設仮勘定	1,956
その他	529
無形固定資産	**758**
ソフトウエア	624
その他	134
投資その他の資産	**23,047**
投資有価証券	21,130
長期貸付金	679
退職給付に係る資産	859
その他	785
貸倒引当金	△408
資産合計	**352,842**

負債の部	
科目	金額
流動負債	**247,184**
買掛金	67,145
短期借入金	112,018
１年内返済予定の長期借入金	14,133
未払金	30,323
未払揮発油税	16,370
未払法人税等	944
賞与引当金	470
その他	5,778
固定負債	**41,118**
長期借入金	25,943
繰延税金負債	8,760
退職給付に係る負債	1,849
役員退職慰労引当金	20
特別修繕引当金	2,452
修繕引当金	1,510
その他	582
負債合計	**288,302**
純資産の部	
株主資本	**64,508**
資本金	24,467
資本剰余金	25,495
利益剰余金	15,977
自己株式	△1,431
その他の包括利益累計額	**△139**
その他有価証券評価差額金	612
繰延ヘッジ損益	△591
土地再評価差額金	1
為替換算調整勘定	△950
退職給付に係る調整累計額	789
非支配株主持分	**170**
純資産合計	**64,539**
負債・純資産合計	**352,842**

連結損益計算書（2021年4月1日から2022年3月31日まで）

（単位：百万円）

科目		金額
売上高		**485,302**
売上原価		**465,185**
売上総利益		**20,117**
販売費及び一般管理費		**4,577**
営業利益		**15,539**
営業外収益		**3,006**
受取利息	21	
受取配当金	284	
為替差益	652	
持分法による投資利益	831	
補助金収入	711	
タンク賃貸料	241	
その他	261	
営業外費用		**2,468**
支払利息	1,533	
タンク賃借料	265	
その他	669	
経常利益		**16,076**
特別利益		**740**
固定資産売却益	18	
受取保険金	711	
その他	10	
特別損失		**65**
固定資産除却損	64	
減損損失	0	
税金等調整前当期純利益		**16,751**
法人税、住民税及び事業税		**1,569**
法人税等調整額		**△36**
当期純利益		**15,219**
非支配株主に帰属する当期純利益		**15**
親会社株主に帰属する当期純利益		**15,203**

計算書類

貸借対照表（2022年３月31日現在）

（単位：百万円）

資産の部	
科目	金額
流動資産	**216,152**
現金及び預金	4,298
売掛金	77,088
商品及び製品	34,212
原材料及び貯蔵品	83,618
未収入金	13,405
前払費用	1,354
短期貸付金	37
その他	2,137
固定資産	**116,689**
有形固定資産	**102,034**
建物	4,223
油槽	2,974
構築物	7,991
機械装置	33,864
車両運搬具	0
工具、器具及び備品	195
土地	50,709
リース資産	118
建設仮勘定	1,956
無形固定資産	**610**
ソフトウエア	602
その他	7
投資その他の資産	**14,044**
投資有価証券	1,091
関係会社株式	12,078
長期貸付金	678
その他	604
貸倒引当金	△408
資産合計	**332,842**

負債の部	
科目	金額
流動負債	**248,554**
買掛金	66,227
短期借入金	114,098
1年以内返済予定の長期借入金	14,133
リース債務	42
未払金	30,809
未払揮発油税	16,370
未払法人税等	904
未払費用	173
預り金	103
賞与引当金	329
その他	5,361
固定負債	**40,402**
長期借入金	25,943
リース債務	92
繰延税金負債	8,396
退職給付引当金	1,599
特別修繕引当金	2,452
修繕引当金	1,510
資産除去債務	103
その他	304
負債合計	**288,957**
純資産の部	
株主資本	**42,017**
資本金	24,467
資本剰余金	2,480
資本準備金	2,480
利益剰余金	16,867
利益準備金	77
その他利益剰余金	16,790
繰越利益剰余金	16,790
自己株式	△1,797
評価・換算差額等	**1,866**
その他有価証券評価差額金	525
繰延ヘッジ損益	△591
土地再評価差額金	1,932
純資産合計	**43,884**
負債・純資産合計	**332,842**

損益計算書（2021年4月1日から2022年3月31日まで）

（単位：百万円）

科目		金額
売上高		**476,215**
売上原価		**457,241**
売上総利益		**18,974**
販売費及び一般管理費		**3,822**
営業利益		**15,151**
営業外収益		**2,050**
受取利息	14	
受取配当金	300	
為替差益	633	
補助金収入	711	
タンク賃貸料	241	
その他	149	
営業外費用		**2,427**
支払利息	1,539	
タンク賃借料	265	
その他	621	
経常利益		**14,775**
特別利益		**722**
受取保険金	711	
固定資産売却益	10	
特別損失		**53**
固定資産除却損	53	
税引前当期純利益		**15,444**
法人税、住民税及び事業税		**1,956**
法人税等調整額		**△41**
当期純利益		**13,529**

監査報告

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2022年５月12日

富士石油株式会社
　取　締　役　会　　御　中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　岩　出　博　男

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　吉　田　貴　富

監査意見
　当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、富士石油株式会社の2021年４月１日から2022年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、富士石油株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任
監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係
会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2022年５月12日

富士石油株式会社
取　締　役　会　　御　中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　岩　出　博　男

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　吉　田　貴　富

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、富士石油株式会社の2021年４月１日から2022年３月31日までの第20期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書謄本

監査報告書

当監査役会は、2021年４月１日から2022年３月31日までの第20期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
（１）監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
（２）各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び内部監査部門等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、当社の業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等から、必要に応じて事業の報告を受けました。
② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当社の業務並びに当社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び内部監査部門等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役会等及び会計監査人有限責任あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
③ 会計監査人有限責任あずさ監査法人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人有限責任あずさ監査法人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人有限責任あずさ監査法人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人有限責任あずさ監査法人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果
（１）事業報告等の監査結果
① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、当社の状況を正しく示しているものと認めます。
② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムの構築及び運用に関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
（２）計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
（３）連結計算書類の監査結果
会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年５月13日

富士石油株式会社　監査役会
常勤監査役　石　井　哲　男 ㊞
社外監査役　井　上　　毅 ㊞
社外監査役　力　石　晃　一 ㊞
社外監査役　坂　本　倫　子 ㊞

以　上

メモ

メモ

メモ

企業行動憲章（2013年10月1日制定）

富士石油グループが掲げる企業理念を実現するため、ここにグループ全役職員が取り組むべき「企業行動憲章」を定めます。

企業理念
エネルギーの安定供給
安全の確保と地球環境の保全
ステークホルダーとの共存共栄
活力に満ちた働きがいのある職場

▌安定供給

石油製品等のエネルギー資源を安定的に供給することに努めます。

▌安全操業および環境保全

無事故、無災害等安全操業に十分配慮して、良質な石油製品等の生産、エネルギー資源の開発に取り組むとともに、常に環境保全意識の向上を図り、自主的、積極的に環境問題に取り組みます。

▌社会貢献

積極的に社会貢献活動に参加し、社会の発展に寄与するよう努めます。
また、国際社会の一員として、各国、各地域の文化、宗教、慣習、言語を尊重し、各国、各地域の発展に貢献します。

▌法規範の遵守

国内外の法令・規則を遵守するとともに社会倫理に則って良識ある行動をとります。

▌反社会的勢力との関係遮断

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、一切の関係を遮断します。

▌コミュニケーションの確保

株主、取引先、地域の方々など、広く社会とのコミュニケーションを確保し、企業情報を積極的かつ公正に開示します。

▌従業員の人格、個性の尊重

従業員の能力開発に努めるとともに、安全で働きやすい環境を確保し、従業員の人格、個性を尊重します。

▌問題への対処

経営トップは、本憲章の精神の実現が自らの役割であることを認識し、率先垂範の上、関係者に周知徹底します。
また、本憲章に反するような事態が発生したときには、経営トップ自らが問題解決にあたる姿勢を内外に表明し、原因究明、再発防止に努めます。また、社会への迅速かつ的確な情報の公開と説明責任を遂行し、権限と責任を明確にした上で自らを含めた厳正な処分を行います。

以　上

株主総会会場

会 場

東京都品川区東品川二丁目３番15号
第一ホテル東京シーフォート３階「ハーバーサーカス」
電話：03-5460-4411（代表）

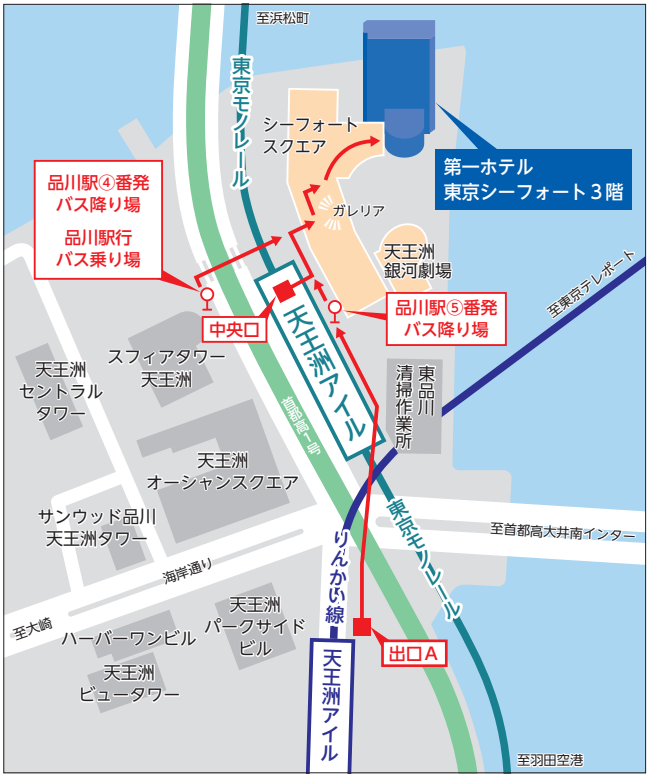

※④番、⑤番乗り場は地上階です。

交通

東京モノレール	「天王洲アイル駅」下車、中央口より徒歩４分
りんかい線（東京臨海高速鉄道）	「天王洲アイル駅」下車、出口Ａより徒歩８分
都営バス	JR品川駅（港南口）より ④番乗り場「天王洲アイル（循環）」行きバスまたは ⑤番乗り場「りんかい線天王洲アイル駅前」行きバス７分「天王洲アイル」下車

株主メモ

●事業年度
毎年4月1日から翌年3月31日まで

●定時株主総会
毎年6月下旬

●期末配当金受領株主確定日
毎年3月31日

●株主名簿管理人
●特別口座　口座管理機関
東京都千代田区丸の内一丁目3番3号
みずほ信託銀行株式会社

●株主名簿管理人事務取扱場所
東京都千代田区丸の内一丁目3番3号
みずほ信託銀行株式会社　本店証券代行部

●郵便物送付先及び電話照会先
〒168-8507　東京都杉並区和泉二丁目8番4号
みずほ信託銀行株式会社　証券代行部
フリーダイヤル：0120-288-324

●公告方法
電子公告により行います。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告ができない場合は、日本経済新聞に掲載して行います。
http://www.foc.co.jp/

特別口座に記録された株式をお持ちの株主様へ

証券会社等の口座にて管理されていない株式は、当社がみずほ信託銀行株式会社に開設した口座（特別口座）に記録されております。

特別口座に記録されている株式の売買等を行うためには、一旦株主様ご本人名義の証券会社口座※に振替手続きを行っていただく必要があります。

なお、振替のお手続きには、みずほ信託銀行株式会社宛に「口座振替申請書」のご提出が必要となります。詳しい情報は、みずほ信託銀行株式会社のホームページをご覧いただくか、またはフリーダイヤル（0120-288-324）にお問い合わせください。

※口座をお持ちでない株主様はあらかじめ証券会社で口座開設のお手続きを行ってください。

富士石油株式会社
〒140-0002　東京都品川区東品川二丁目5番8号　天王洲パークサイドビル
TEL 03-5462-7761　FAX 03-5462-7815
ホームページアドレス http://www.foc.co.jp/

VEGETABLE OIL INK

UD FONT
見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを
採用しています。